

就業構造基本調査にご協力を！



総務省統計局では、10月1日現在で14回目の就業構造基本調査を実施します。

この調査は我が国における就業・不就業の実態を明らかにし、全国および地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査の対象となった世帯に統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせは、企画課広報統計係
(880 - 6553)まで

10月から



日曜日も開館します!!

市立図書館

多くの市民の方々に利用していただくため、日曜日を開館します(月曜・祝日は休館)。

開館時間 / 9 : 00 ~ 16 : 30 (土・日曜日とも)

* 来年4月からは働いている方々も利用しやすいよう平日の開館時間を10 : 00 ~ 18 : 00に変更します。

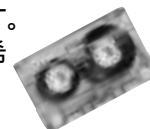
お問い合わせは、市立図書館
(863 - 0469)まで

録音版「広報なんこく」のご利用を!

録音版「広報なんこく」は、高知農業高校放送部の協力を得て、**主な内容**をカセットテープに録音したもので、7月号から貸し出しています。

視力に障害がある方で、貸し出しを希望される方はお申し出ください。

申込先・お問い合わせは
福祉事務所社会係(880 - 6566)
企画課広報統計係(880 - 6553)



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

国民年金推進員が各家庭を訪問中!

4月から、これまで市役所が行っていた国民年金保険料の収納事務を社会保険事務所(社会保険庁)で行うことになりました。

社会保険事務所からの国民年金推進員が、昼間夜間・休日にご家庭を訪問し、国民年金制度の説明や保険料の納付督促・収納、口座振替の促進などにお伺いしています。また、保険料が未納になっている方に対し、電話による納付勧奨を7月から行っています(夜間・休日にも電話させていただくことがあります)。

* 電話による納付勧奨で、個人情報をお尋ねすることはありません。くれぐれも不審電話には、ご注意ください。

国民年金任意加入制度をご存じですか

老齢基礎年金を受けるための資格(受給資格)は、原則として保険料を納めた期間または免除された期間を合計して25年必要です。また、20歳~60歳までの40年間すべての期間、保険料を納めれば満額の年金を受けることができますが、保険料の納付期間が40年に満たない場合は、不足する期間に応じて減額されます(生年月日が昭和16年4月2日以後の方は40年、それ以前の方は短縮措置がとられています)。

「任意加入制度」とは、受給資格期間が25年に満たない場合や受給資格は満たしているが、未納期間があるため減額された年金をより満額に近づけたい場合に、60歳以降65歳に達するまで引き続き国民年金に任意加入できる制度です。

* 昭和30年4月1日以前に生まれた方は、受給資格に足りない場合、最大70歳になるまで任意加入できます。

お問い合わせは
市民課年金係(880 - 6555)
南国社会保険事務所(864 - 1111)

高知年金相談サービスセンターのご利用を!

高知年金相談サービスセンターでは、国民年金・厚生年金保険の受給資格の有無や年金額の照会などの年金相談のほか、請求書の受付や年金証書等の再発行、諸用紙の配布も行っています(土・日・祝祭日は休み)。

* 年金相談には年金手帳・年金証書・年金額改定通知書・印鑑などをご持参ください。
* 代理の方は、本人自筆の委任状が必要です。

お問い合わせは、高知年金相談サービスセンター(高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2階 885-1230)

市民からのお便り

本年は台風の当たり年のようですね。災害の起こりませんように!



ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
9/2	月	十市(南部)
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
6	金	立田
7	土	田村
9	月	下唼内、物部、開田
10	火	稲生
11	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
12	木	稲吉、西窪、新川
13	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
14	土	篠原、明見
16	月	野田(東芝団地を除く)
17	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
18	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
19	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
20	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
21	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
23	月	国分、比江、左右山、岩村
24	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
25	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
26	木	久礼田、植田
27	金	奈路、瓶岩、領石、植野
28	土	十市(北部)、緑ヶ丘
10/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。

* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

* 【水銀を含むごみ】の収集は9月と3月の年2回です。

★ 紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
9月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
9月3日・17日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
9月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月9日・23日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月10日・24日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唼内
9月11日・25日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

★ カン・金属類の収集

日	曜	地 区
9/2	月	片山、里改田、浜改田
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
6	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
7	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
9	月	十市(南部)
10	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
11	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
12	木	立田、田村
13	金	後免町、野田、東芝団地
14	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	月	片山、里改田、浜改田
17	火	領石、植野、久礼田、植田
18	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
19	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
20	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
21	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
23	月	下唼内、物部、開田
24	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
25	水	稲生
26	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
27	金	奈路、瓶岩、白木谷
28	土	国分、比江、左右山、北小籠
10/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)



★ ダンボールの収集

と き	地 区
9月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
9月6日・20日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唼内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
9月7日・21日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
9月12日・26日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
9月13日・27日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唼内
9月14日・28日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅